

大川小学校旧校舎震災遺構調査・基本設計等業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大川小学校旧校舎震災遺構調査・基本設計等業務を実施するに当たって、その業務委託の契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、大川小学校旧校舎震災遺構調査・基本設計等業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の決定に関すること。
- (2) 審査方法及び評価基準の設定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者又は専門的知識を有する者 3人
- (2) 市民団体等の代表者 3人
- (3) 市職員 1人

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員の任期は、任命の日から前条の所掌事務が終了する日までとする。

4 委員に欠員が生じたときは、補充するものとする。ただし、提案書等の審査開始後は、この限りでない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、全委員の出席により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があり、かつ、委員数の5分の4以上の出席がある場合は、この限りでない。

3 委員会の会議は、公開しないものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、復興政策部震災伝承推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月3日から施行する。

(最初の委員会の招集)

- 2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、第2条に規定する委員会の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。

大川小学校旧校舎震災遺構調査・基本設計等業務プロポーザル選定委員会委員名簿

区 分	委員氏名	役 職 名
学識経験者又は専門知識を有する者	小野田 泰明	東北大学 教授
〃	佐藤 翔輔	東北大学 准教授
〃	渡辺 斉	新潟県建築士会 常務理事
市民団体等の代表者	大槻 幹夫	大川地区復興協議会会長
〃	佐藤 敏郎	大川小学校児童ご遺族
〃	永沼 悠斗	大川小学校卒業生
市職員	日野 清司	河北総合支所長

(区分ごと五十音順 敬称略)